

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則</b></p> <p style="text-align: center;">(平成18年達示第21号)</p> <p>(前 略) (他の規則の準用)</p> <p>第7条 } (略) 1～3 }</p> <p>4 第1項前段の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項の規定は、総合生存学館、国際高等教育院、大学院教育支援機構、学生総合支援機構、<u>総合研究推進本部</u>、環境安全保健機構、情報環境機構、図書館機構、<u>成長戦略本部</u>、国際戦略本部、人と社会の未来研究院、高等研究院又は学際融合教育研究推進センターにおいて雇用する場合(大学が特に認める場合に限る。)は、これを準用しない。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学教員選考規程</b></p> <p style="text-align: center;">(平成28年達示第76号)</p> <p>(前 略) (定義)</p> <p>第2条 } (略) 1～2 }</p> <p>3 この規程において「全学機能組織」とは、総合生存学館、附属図書館、総合博物館、組織規程第3章第9節に定める教育院等(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)、高等研究院及び学際融合教育研究推進センターをいう。</p> <p>(中 略) (全学教員部教員選考会議)</p> <p>第14条 全学教員部会議は、教員選考の開始を決定したときは、全学教員部教員選考会議(以下「選考会議」という。)を設置する。</p> <p>2 選考会議の組織及び議長は、全学教員部会議がその都度決定する。 (教員選考調査委員会)</p> <p>第15条 選考会議は、候補者を選考するため、教員選考調査委員会を設置する。</p> <p>2 教員選考調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、その合計数は5名程度とする。 (1) 第12条第1項の要請を行った全学機能組織の長又は当該全学機能組織の長が指名する教員 (2) その他選考会議が必要と認める者</p> <p>3 前項第2号の委員は、担当理事が委嘱する。</p> <p>4 教員選考調査委員会に委員長を置き、その選出方</p>	<p>第7条 } (同 左) 1～3 }</p> <p>4 第1項前段の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項の規定は、総合生存学館、<u>総合研究推進本部</u>、<u>教育改革戦略本部</u>、<u>成長戦略本部</u>、国際高等教育院、大学院教育支援機構、学生総合支援機構、環境安全保健機構、情報環境機構、図書館機構、国際戦略本部、人と社会の未来研究院、高等研究院又は学際融合教育研究推進センターにおいて雇用する場合(大学が特に認める場合に限る。)は、これを準用しない。</p> <p style="text-align: center;">附 則(令和7年達示第4号) この規則は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>第2条 } (同 左) 1～2 }</p> <p>3 この規程において「全学機能組織」とは、総合生存学館、附属図書館、総合博物館、<u>組織規程第3章第8節の3に定める事業推進組織</u>、<u>組織規程第3章第9節に定める教育院等</u>(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)、高等研究院及び学際融合教育研究推進センターをいう。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>

改正前						改正後					
<p>法は、選考会議が定める。</p> <p>第16条 教員選考調査委員会は、全学教員部会議において定める教員選考基準及び選考方針に基づき教員候補者を選考する。</p> <p>2 教員選考調査委員会は、選考した候補者を選考会議の議長に報告する。 (選考会議による最終候補者の決定)</p> <p>第17条 議長は、前条第2項において報告を受けた候補者について、選考会議に附議する。</p> <p>2 選考会議は、当該候補者について審議した上で、投票により最終候補者を決定する。</p> <p>3 議長は、前項において決定した最終候補者及びその選考手続について、全学教員部会議に報告する。 (総合生存学館、国際高等教育院及び高等研究院における特例)</p> <p>第18条 第14条から前条までの規定にかかわらず、総合生存学館、国際高等教育院及び高等研究院の教員を選考する場合の選考の手続については、当該全学機能組織の定めによる。</p> <p>2 前項の全学機能組織の長は、同項において決定した最終候補者及びその選考手続について、全学教員部会議に報告する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学教員の任期に関する規程</b> (平成10年達示第23号)</p> <p>(前 略)</p>						<p>(同 左)</p> <p>(総合生存学館、<u>教育改革戦略本部</u>、国際高等教育院及び高等研究院における特例)</p> <p>第18条 第14条から前条までの規定にかかわらず、総合生存学館、<u>教育改革戦略本部</u>、国際高等教育院及び高等研究院の教員を選考する場合の選考の手続については、当該全学機能組織の定めによる。</p> <p>2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第4号) この規則は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和7年達示第4号) この規則は、令和7年4月1日から施行する。</p>					
別表第1 (第4条、第5条関係)						別表第1 (第4条、第5条関係)					
部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(略)						(同 左)					
福井謙一記念研究センター	全研究部門	准教授	5年 ただし、再任の場合にあっては2年	可 ただし、1回限り		福井謙一記念研究センター	全研究部門	准教授	5年 ただし、再任の場合にあっては2年	可 ただし、1回限り	
						成長戦略本部	成長戦略本部	教授	7年	可	
								准教授	7年	可 ただし、1回限り	

改 正 前					改 正 後					
							助教	5年 ただし、 再任の場合 にあつては 2年	可 ただ し、1 回限り	
情報環境 機構	IT基板 センター データ運 用支援基 盤センタ ー	教授 准教授 助教	10年 ただし、 令和6年1 月1日から 令和14年 3月31日 までに任用 される場合 (再任され る場合を含 む。)の任期 は、令和 14年3月 31日まで とする。	可	情報環境 機構	IT基板 センター データ運 用支援基 盤センタ ー	教授 准教授 助教	10年 ただし、 令和6年1 月1日から 令和14年 3月31日 までに任用 される場合 (再任され る場合を含 む。)の任期 は、令和 14年3月 31日まで とする。	可	
成長戦略 本部	成長戦略 本部	教授	7年	可						
成長戦略 本部	成長戦略 本部	准教授	7年	可 ただ し、1 回限り						
		助教	5年 ただし、 再任の場合 にあつては 2年	可 ただ し、1 回限り						
(略)					(同 左)					
別表第2～別表第3 (略) (後 略)					別表第2～別表第3 (同 左)					